

第3 盛岡市食生活改善推進員団体連絡協議会

盛岡市が主催する食生活改善推進員養成教室の修了生をもって組織する団体で、食生活改善運動を推進し、地域のリーダーとして市民の健康増進に寄与するため、昭和54年6月11日設立され、次の事業を実施した。

| | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 会員数 | 633人 | 610人 | 611人 | 604人 | 612人 |

- (1) 総会 1回
- (2) 役員会・理事会 11回
- (3) 研修会

| | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|-----------|---------|---------|-----------------|-----------------|-----------------|
| 講演会 | 1回 153人 | 1回 168人 | 1回 146人 | 1回 161人 | 1回 166人 |
| 理事研修会 | 1回 37人 | 1回 37人 | 1回 41人 | 1回 41人 | 1回 42人 |
| 研修会 | 4回 125人 | 4回 125人 | 5回 131人 | 5回 161人 | 5回 148人 |
| 自主献立普及研修会 | 5回 81人 | 5回 67人 | 5回 74人 (72品) | 5回 68人 (65品) | 5回 58人 (49品) |
| その他 | 2回 59人 | | | | |

(4) 受託事業（各地区普及活動）

| | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------------------------------|----------|----------|
| 対象別栄養教室 | 17回 646人 | 18回 644人 | 17回 685人 | 17回 722人 | 18回 772人 |
| 食育事業 | 3回 168人 | 8回 409人 | 8回 355人 | 13回 487人 | 12回 389人 |
| おやこの食育教室 | 1回 25人 | | 1回 21人 | 1回 38人 | 1回 31人 |
| 生涯骨太クッキング | 3回 67人 (よい食生活をすすめるためのグループ講習会) | 3回 65人 (よい食生活をすすめるためのグループ講習会) | 3回 76人 (よい食生活をすすめるためのグループ講習会) | 3回 105人 | 3回 46人 |
| 鶏卵を使った料理講習会 | 5回 144人 | 5回 128人 | 5回 136人 | 5回 165人 | 5回 132人 |
| TUNAGUパートナーシップ事業 | 2回 59人 (健康増進重点プロジェクト事業) | 1回 30人 (生活習慣病ラスト25ステップアップ事業) | 2回 82人 (生活習慣病ラスト25ステップアップ事業) | 2回 71人 | 1回 40人 |
| 男性のための料理教室 | | 1回 14人 | | 1回 10人 | 1回 29人 |
| 低栄養予防・介護食講座 | | | 1回 20人 | | |
| 震災復興支援事業 | | 2回 32人 | 1回 14人 | 5回 114人 | 3回 42人 |
| 元気キッズ！健やか食生活事業 | | 1回 44人 | | | |

| | | | | | |
|-------------------------|--|--|--|--|--|
| ヘルスサポーターの会 全国ミニ組織化事業 | | | | | |
| 食生活改善・食育推進 自主活動支援事業 | | | | | |
| 食肉セミナー | | | | | |

(5) 地区活動

| | 平成22年度 | 平成23年度 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 |
|---------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 開催回数（回） | 104 | 111 | 123 | 128 | 129 |
| 参加者数（人） | 4,960 | 4,474 | 5,890 | 6,195 | 7,026 |

(6) その他

- ・会報「いしわり桜」の発行 年1回
- ・あすを築く盛岡市民運動実践協議会活動
- ・盛岡市8020歯科保健大会
- ・市食育推進協議会
- ・市健康フェスタの共催
- ・市保健所事業への協力（MORIガール&ママの食育レッスン，玉山幼児健康教育，健康アップ教室(代謝アップ，ウオーキング)）
- ・公民館事業への協力
- ・地区病態別栄養教室への協力
- ・地区ふれあい昼食会への協力
- ・地区「ひとり暮らし高齢者の集い」昼食づくり協力
- ・地区福祉推進協議会栄養教室への協力
- ・その他食育に関する依頼事業への協力

盛岡市食生活改善推進員団体連絡協議会会則

平成5年5月14日

総 会 決 議

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この会は、盛岡市食生活改善推進員団体連絡協議会という。

(目 的)

第2条 この会は、会員相互の連絡を密にし、その活動の振興を図ることにより食生活改善を推進し、市民の健康増進に寄与することを目的とする。

(事務局)

第3条 この会の事務局は、盛岡市保健所に置く。

(事 業)

第4条 この会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行うものとする。

- (1) 会員の研修に関すること。
- (2) 食生活に関する調査研究に関すること。
- (3) 食生活改善の実践活動に関すること。
- (4) 市及び保健所の行う食生活改善施策に対する協力に関すること。
- (5) その他この会の目的の達成に必要な事業

第2章 会員及び役員

(会 員)

第5条 この会は、盛岡市が主催する栄養教室で所定のコースを修了した者をもって組織する。

(役 員)

第6条 この会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副 会 長 3名
- (3) 理 事 各地区から1名
- (4) 理事会は、会員の中から理事を若干名推薦できる。
- (5) 会長は、理事の中から会計、書記を指名する。
- (6) 監 事 若干名

2 会長及び副会長は、理事会において互選し、総会において承認する。

3 理事（地区理事及び理事会で推薦された理事）は、総会において承認する。

4 監事は総会において選任する。

(役員の仕事)

第7条 会長は、この会を代表し、会務を統轄する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、会長の職務を代行する。

3 理事は、理事会を組織し、この会則に定める事項を審議する。

4 監事は、この会の会計を監査する。

(役員任期)

第8条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の役員任期は、その前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了しても後任の役員が就任するまでは、なおその職務を行うものとする。

(顧問)

第9条 この会に顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

3 顧問は、会議に出席して意見を述べるができる。

(事務局)

第10条 この会に事務局職員を若干名置くことができる。

2 事務局職員は、会長の委嘱により会の事務に従事する。

3 事務局の運用に関し必要な事項は、会長が別に定める。

4 事務局に会計、書記を置く。

第3章 会議

(会議の種類及び召集)

第11条 この会の会議は、総会及び理事会とする。

2 総会及び理事会は、会長が召集する。

3 理事の3分の1以上の者から請求があったときは、会長は、理事会を召集しなければならない。

(総会)

第12条 総会は、毎年1回開催する。

2 総会の議長は、出席者の中からその都度選出する。

3 総会の議事は、出席した会員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(総会の議決事項)

第13条 総会は、次の事項を議決する。

- (1) 会則の制定又は改廃に関する事項
- (2) 事業計画、予算及び決算に関する事項
- (3) 理事及び監事の選任に関する事項
- (4) 会費の額の決定に関する事項
- (5) その他理事会が必要と認めた事項

(理事会)

第14条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、必要に応じて開催するものとし、会長が議長となる。

2 理事会は、理事の半数以上が出席しなければ開催することができない。

3 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(理事会の議決事項)

第15条 理事会は、次の事項を議決する。

- (1) 総会に提出する事項
- (2) 顧問の推薦に関する事項
- (3) 事業執行に関する事項
- (4) 総会を開催するいとまのない緊急な事項
- (5) その他会長が認めた事項

第4章 会 計

(経 費)

第16条 この会の経費は、会費、委託料、寄付金及びその他収入をもって充てる。

第17条 会費は、構成員1人当たり1,000円とし、その年度当初に納入するものとする。

(会計年度)

第18条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第5章 慶 弔

(慶弔金)

第19条 歴代会長が死亡した場合は弔意を表す。弔意についてはその都度協議をして決定する。

第6章 補則

(委 任)

第20条 この会則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この会則は、平成5年5月14日から施行する。

(経過規定)

- | | | | |
|---|------|------------|--------------|
| 2 | 一部改正 | 平成13年5月15日 | (第17条) |
| 3 | 一部改正 | 平成15年5月28日 | (第6条 第2項以降) |
| 4 | 一部改正 | 平成18年5月23日 | (第6条第1項第2号中) |
| 5 | 一部改正 | 平成19年5月23日 | (第6条第1項第2号中) |
| 6 | 一部改正 | 平成20年5月22日 | (第3条第1項第1号中) |
| 7 | 一部改正 | 平成26年5月27日 | (第19条) |

盛岡市食生活改善推進員団体連絡協議会役員名簿

平成27年度

| | |
|---------|-------------------------------|
| 会 長 (1) | 佐 藤 康 子 |
| 副会長 (3) | 柴 田 慧 子 川 井 昭 子 澤 口 洋 子 |
| 書 記 | 工 藤 テ ル 菊 池 チエ子 |
| 会 計 | 八 幡 るり子 小 川 教 子 |
| 監 事 | 鈴 木 彰 子 山 瀬 麗 子 |
| 顧 問 | 及 川 洋 子 |

<理 事>

| No | 地区名 | 理事名 | No | 地区名 | 理事名 |
|----|------|------------|----|-------|---------|
| 1 | 仁王 | 加 藤 美代子 | 19 | 青山 | 亀 田 静 江 |
| 2 | 桜城南 | 森 久 子 | 20 | 北厨川 | 菊 池 朋 子 |
| 3 | 桜城北 | 渡 辺 栄 子 | 21 | 築川 | 吉 田 典 子 |
| 4 | 上田 | 石 川 とも子 | 22 | 米内 | 佐々木 照 子 |
| 5 | 緑が丘 | 駒 井 幸 子 | 23 | 土淵 | 齊 藤 和 子 |
| 6 | 松園 | 国 生 恵美子 | 24 | みたけ | 畑 山 綾 子 |
| 7 | 山岸 | 中 野 榮 子 | 25 | 見前1 | 藤 村 祥 子 |
| 8 | 浅岸 | 阿 部 幸 子 | 26 | 見前2 A | 江刺家 眞佐子 |
| 9 | 城南 | 中 村 恵 子 | 27 | 見前2 B | 法灵崎 榮 子 |
| 10 | 加賀野 | 菅 野 恵 子 | 28 | 飯岡1 | 小笠原 ハツエ |
| 11 | 中野 | 佐 藤 美貴子 | 29 | 飯岡2 A | 八 幡 るり子 |
| 12 | 杜陵 | 村 田 千加子 | 30 | 飯岡2 B | 中 村 ナツエ |
| 13 | 大慈寺 | 小 林 京 子 | 31 | 乙部A | 中虫壁 ミ ヤ |
| 14 | 仙北 | 中 村 敦 子 | 32 | 乙部B | 堀 合 和 子 |
| 15 | 本宮 | 齊 藤 幸 子 | 33 | 巻堀 | 工 藤 幸 枝 |
| 16 | 太田・繫 | 吉 田 ヨ シ | 34 | 好摩 | 荒 澤 カヅエ |
| 17 | 西厨川 | 駿 河 順 子 | 35 | 渋民 | 荒 谷 すが子 |
| 18 | 東厨川 | 川 村 まき子 | 36 | 玉山・藪川 | 石 橋 ミツ子 |

| | |
|-------|---------|
| 理事会推薦 | 佐 藤 康 子 |
| 〃 | 柴 田 慧 子 |
| 〃 | 川 井 昭 子 |
| 〃 | 工 藤 テ ル |
| 〃 | 菊 池 チエ子 |
| 〃 | 小 川 教 子 |